

中華人民共和国
酸性雨及び黄砂モニタリングネットワーク整備計画
基本設計調査協議議事録

中華人民共和国（以下、中国という）からの要請に基づいて、日本政府は「酸性雨及び黄砂モニタリングネットワーク整備計画」（以下、計画という）に関する基本設計調査の実施を決定し、その実施を国際協力機構（以下ＪＩＣＡという）に委託した。

ＪＩＣＡは、ＪＩＣＡ無償資金協力部業務第３グループ長 美馬巨人 を団長とする基本設計調査団（以下、調査団という）を 2006 年 3 月 11 日から 4 月 22 日まで中国に派遣した。

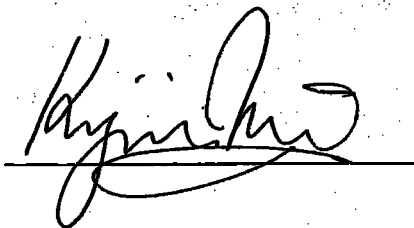
調査団は、中国政府関係者と協議するとともに、対象地域において現地調査を実施した。

協議及び現地調査の結果、双方は附属書に記述された主要事項について確認した。本調査団は引き続き日本国内において国内解析を実施し、基本設計調査報告書を取りまとめる予定である。

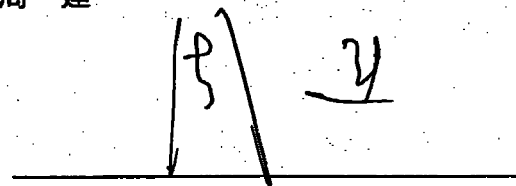
本議事録は本文と付属書から構成され、日本語版、中国語版それぞれ 2 部作成し、双方の合意のもとに署名され、双方が各 1 部所有し、ともに同等の効力を有するものである。

2006 年 4 月 21 日 北京にて

日本国
独立行政法人国際協力機構
基本設計調査団団長
美馬 巨人



中華人民共和国
国家環境保護総局
代表団団長
周 建



附属書

1 計画の目的

国境を越えた環境課題である酸性雨及び黄砂問題に関し、東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（以下、「EANET」という）及びADB-GEF 黄砂対策モニタリングマスタープランに基づくネットワーク（以下、「ADB-GEF ネットワーク」という）の活動の推進に寄与できるよう、中国国内のモニタリング水準を向上させることを目的とする。なお、本計画の実施は、今後策定される予定の中国の第11次五カ年計画における酸性雨及び黄砂のモニタリングネットワーク構築の取組強化に資するものである。

2 計画対象地域

第2次予備調査での合意に基づき、本計画の対象地は以下の基準で選定することを双方が同意した。

- (1) 将来、EANET 及び ADB-GEF ネットワークの枠組みの中でデータが共有されることが実現可能な箇所。ただし、EANET 及び ADB-GEF ネットワークへの登録及び具体的な登録地点については、EANET 及び ADB-GEF ネットワークの展開状況を見ながら、それぞれの枠組みの中で検討される。
- (2) 中国側関係機関による確実な運営・維持管理が見込める箇所（予算の確保、熟練技術者の確保等）
- (3) 各機材の設置、運用のために必要なインフラが整備されている箇所

3 責任機関及び実施機関

本計画の責任機関は国家環境保護総局、実施機関は環境監測総站とする。

4 要請内容

調査団との協議の結果、中国側は別紙1及び別紙2に示す機材を要請した。

JICA は上記1の目的に沿い、今後の国内解析により要請の妥当性を検証し、無償資金協力として適切と判断した場合、日本国政府にその承認を推薦する。

5 日本の無償資金協力について

- (1) 中国側は調査団が説明した別紙3の日本の無償資金協力の仕組みを理解した。
- (2) 中国側は日本政府が無償資金協力を実施する場合にはその円滑な実施のために、別紙4に挙げる中国側が対応すべき負担事項を実行する。

6 調査の予定

- (1) 日本側は、現地調査結果の国内解析を経て、対象地および調達機材の候補リストを5月下旬までに中国側に提示する。中国側は、この提示を速やかに検討し、日本側に返答することに同意した。
- (2) 上記(1)の合意に基づき、JICA は基本設計概要書を作成するとともに、基本設計概要説明調査団を派遣し、基本設計概要について中国側に説明するとともに、中国側の必要準備事項を確認する。
- (3) 基本設計概要書の内容について、中国側に原則的に受け入れられた場合、JICA は基本設計調査報告書を作成し、これを2006年9月頃中国側に送付する。

7 その他の協議事項

(1) 適正モニタリング地点の選定

中国側が要請した 70 地点（酸性雨 41、黄砂 29 地点）の現地踏査の結果を、事後日本国内で解析し、インフラの整備状況、維持管理能力等の科学的根拠に基づき、適正地点を選定する。

なお、酸性雨モニタリングについては、バックグラウンド観測地点を、黄砂モニタリングについては、ライダー設置地点を優先的に選定することに、双方は同意した。

(2) 調達機材の決定

調達機材は、現地調査結果を踏まえ、観測地点の特性、既存機材の確認等により、調達必要機材とその数量を決定する。

(3) 中国側分担事項

中国政府は、プロジェクト目標達成のために必要となる中国側分担事項を理解し、予算措置、実施体制等を整備することを約束した。

(4) 日中間のデータ共有方法の方向性

第二次予備調査で合意された日中間でのデータ共有の合意事項を基に、データ共有方法を以下のように定め、双方同意した。

- 1) データ共有項目は、別紙第 5 に示す第二次予備調査で双方が合意した項目とする。
- 2) データ共有の開始は、調達した機材によりデータ収集が開始される時期とする。
- 3) データ共有年限は、3 年間とする。それ以降のデータ共有については、その時点での機材の稼働状況等を考慮し、中国環境監測総站と独立行政法人国立環境研究所および財団法人日本環境衛生センター酸性雨研究センターとの間で協議することとする。

(5) 調達機材の維持・管理費用

中国側は、調達される機材の維持・管理のための予算を確保することを約束した。

(6) 日中友好環境保全センターによる技術支援

日中友好環境保全センターが中国国内の黄砂モニタリングにおけるデータの精度管理、機材の保守・維持管理等について、技術支援を行うことを確認した。

別紙1

酸性沈着モニタリングネットワーク要請機材の配置

番号	省	都市	2つの規制区	二酸化硫黄測定機	窒素酸化物測定機	オゾン測定機	多成分ガス校正機	セロガス発生器	データ収集装置	中心局ソフト	機器収納架台	降水サンプリング装置	標準雨量計	イオンクロマトグラフ	純水製造装置
1	安徽	池州市	酸雨	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	安徽	阜阳市		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3	安徽	六安市		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4	福建	武夷山市		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
5	福建	宁德市		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6	山东	枣庄市	SO2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
7	河南	濮阳市		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
8	湖北	咸宁市	酸雨	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
9	湖北	恩施市		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
10	湖南	张家界市	酸雨	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
11	湖南	娄底市	酸雨	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
12	湖南	怀化市	酸雨	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
13	广东	湛江市	酸雨	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
14	广东	阳江市		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
15	广西	贵港市	酸雨	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
16	海南	东方市		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
17	重庆	黔江区		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
18	四川	简阳市		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
19	四川	遂宁市		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
20	四川	南充市	酸雨	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
21	贵州	遵义市	酸雨	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
22	贵州	铜仁市		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
23	贵州	都匀市	酸雨	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
24	云南	昆明市		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
25	西藏	拉萨市		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
26	陕西	铜川市	SO2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
27	陕西	延安市		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
28	甘肃	兰州市	SO2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
29	甘肃	张掖市	SO2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
30	青海	格尔木市		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
31	新疆	哈密市		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
32	新疆	伊宁市		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
33	福建	武夷山市		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
34	内蒙	呼伦贝尔市		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
35	吉林	抚松县	酸雨	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
36	湖南	湘西吉首市		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
37	海南	五指山市		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
38	云南	丽江市		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
39	新疆	阿勒泰市		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
40	山东	长岛县		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
41	西藏	拉萨市		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

注: 33から41までは大気質及び酸性雨のモニタリングネットワークのため、高感度仕様の機材を要請

別紙 2

黄砂モニタリングネットワーク要請機材の配置

番号	省	都市	観測地点数	測定地域	気象成分測定機	PM10監視装置	粒子状物質サンプラー	TSP測定機	ライダー	天秤(台)	観測計	リモートセンシングシステム	データ伝送システム
		合計	29		29	29	29	29	15	29	29	29	29
1	新疆	阿克苏市	1	市街	1	1	1	1		1	1	1	1
2	内蒙	呼和浩特市	1	市街	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3	内蒙	包头市	1	市街	1	1	1	1		1	1	1	1
4	内蒙	集宁市	1	市街	1	1	1	1		1	1	1	1
5	内蒙	二连浩特市	1	市街	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6	内蒙	阿拉善左旗	1	市街	1	1	1	1	1	1	1	1	1
7	新疆	和田市	1	市街	1	1	1	1		1	1	1	1
8	宁夏	银川市	1	市街	1	1	1	1	1	1	1	1	1
9	甘肃	兰州市	1	市街	1	1	1	1	1	1	1	1	1
10	甘肃	嘉峪关市	1	市街	1	1	1	1		1	1	1	1
11	甘肃	武威市	1	市街	1	1	1	1		1	1	1	1
12	甘肃	民勤县	1	市街	1	1	1	1		1	1	1	1
13	甘肃	酒泉市	1	市街	1	1	1	1		1	1	1	1
14	甘肃	敦煌市	1	市街	1	1	1	1	1	1	1	1	1
15	甘肃	定西市	1	市街	1	1	1	1		1	1	1	1
16	陕西	西安市	1	市街	1	1	1	1	1	1	1	1	1
17	陕西	榆林市	1	市街	1	1	1	1		1	1	1	1
18	山西	大同市	1	市街	1	1	1	1	1	1	1	1	1
19	河北	张家口市	1	市街	1	1	1	1		1	1	1	1
20	新疆	哈密市	1	市街	1	1	1	1	1	1	1	1	1
21	辽宁	沈阳市	1	市街	1	1	1	1	1	1	1	1	1
22	辽宁	大连市	1	市街	1	1	1	1	1	1	1	1	1
23	吉林	长春市	1	市街	1	1	1	1	1	1	1	1	1
24	吉林	白城市	1	市街	1	1	1	1		1	1	1	1
25	青海	格尔木市	1	市街	1	1	1	1		1	1	1	1
26	山东	青岛市	1	市街	1	1	1	1	1	1	1	1	1
27	河南	郑州市	1	市街	1	1	1	1	1	1	1	1	1
28	江苏	连云港市	1	市街	1	1	1	1		1	1	1	1
29	安徽	合肥市	1	市街	1	1	1	1	1	1	1	1	1

日本の無償資金協力の仕組み

1. 無償資金協力実施の手順

我が国の無償資金協力（無償）は次のような手順により行われる。

第一段階である「要請」は被援助国から提出された要請書を基に日本国政府（外務省）は無償としての妥当性を検討する中で、案件としてのプライオリティが高いことが確認された場合には、JICA に対して調査の指示を行う。

第二段階である調査（基本設計調査）は JICA が実施するが、JICA は原則として、この調査を我が国のコンサルタントとの契約によって行う。

第三段階の審査と承認は第二段階で JICA が作成した基本設計報告書を基に日本政府がそのプロジェクトが無償として適当であるかを審査した上、閣議請議を行う。

閣議によって承認されたプロジェクトは第四段階で両国政府による交換公文の署名によって正式決定に至り、贈与が実行に移される。

贈与の実行に際して、JICA は入札・契約手続き、その他の事項につき被援助国政府に協力を行う。

2. 調査の位置付け

(1) 調査の内容

JICA が実施する調査（基本設計調査）は要請の背景、目的、効果並びに実施に必要な維持管理能力等を調査し、その妥当性を技術面と社会・経済面で検証を行い、被援助国政府と協議の上、計画の基本構想を双方で確認し、併せて基本設計と概算事業費の積算等を行うものであるが、その目的はあくまでも日本政府が無償として承認するに当たっての基礎的資料（判断材料）に位置付けられる。

なお、当然のこととして、要請された内容が全て協力の対象となるのではなく、我が国の無償のスキーム等を勘案し、基本構想が確認される。

また、無償として実施するに当たって、我が国は被援助国側の自助努力を求める立場から被援助国にも必要な措置を求めており、この措置が実施を担当する機関以外の所管事項である場合であってもその実施の担保を求めるものであり、最終的には先方政府の関係する機関全てとの確認をミニッツにより行う。

(2) コンサルタントの選定

調査の実施に際して E/N により決定された後のコンサルタントの契約については、基本設計調査と詳細設計業務の技術的一貫性を保つ必要性から、JICA

は当該のコンサルタントを被援助国政府に推薦する。

3. 無償資金協力のスキーム

(1) 無償資金協力とは

無償資金協力とは被援助国に返済義務を許さないで資金を供与する援助で被援助国が自国の経済・社会の発展のための計画に役立つ施設、資機材及び役務、（技術あるいは輸送等）を調達するのに必要な資金を我が国の関係法令に従って、以下のような原則により贈与するもので、我が国が資材・機材、設備等を直接に調達して現物供与する形態はとっていない。

(2) 交換公文の署名

無償の実施に当たっては政府間の合意・署名（E/N）が必要である。E/Nでは当該プロジェクトに係る目的、供与期限、実施条件、限度額等が確認される。

(3) 供与期限

「供与期限」は我が国の閣議決定の行われた会計年度内とする。この間、E/Nの署名からコンサルタント及びコントラクター等との契約を経て、最終的な支払いを含めて全てを終了しなくてはならない。

但し、天候等止むを得ない事情により搬入、据付、工事等が遅延した場合には両国間の協議により一年間（一財政年度）の延長が可能である。

(4) 贈与によって調達される生産物及び役務は原則として日本国及び被援助国の生産物並びに日本国民の役務を購入するために適正に、かつ、専ら使用される。ここでいう「日本国民」という語は日本国の自然人又はその支配する日本国の法人を意味する。

なお、贈与は両国政府が必要と認める場合には第三国（日本国及び当該国以外）の生産物の購入あるいは輸送等の役務の購入にも使用することが可能である。但し、無償の原則により、贈与を実施するに当たって必要とするプライムコントラクター、即ち、コンサルタント、施工業者及び調達業者は「日本国民」に限定される。

(5) 「認証」の必要性

当該国政府又は政府が指定する当局が行う「日本国民」との契約は「円貨建」で締結され、かつ、日本政府による「認証」を必要とする。「認証」は贈与財源が日本国民の税金であることによる。

(6) 被援助国に求められる措置

無償が実施されるに際して当該国政府は以下のような措置が求められる。

- 1) 施設案件の実施に当たっては施設の建設に必要な土地を確保し、かつ、用地の整地を行うこと。
- 2) 用地の整地を行うに際しては、併せて、用地までの配電、給水、排水、その他の付随的な施設の整備、工事等を行うこと。
- 3) 資機材等の案件については、必要な建物等が確保されること。
- 4) 原則として贈与に基づいて購入される生産物の港における陸揚げ、通関及び国内輸送等に係る経費の負担と速やかに実施されることの確保。
- 5) 認証された契約に基づき調達される生産物及び役務のうち日本国民に課せられる関税、内国税及びその他の財政課徴金を免除すること。
- 6) 認証された契約に基づいて供与される日本国民の役務について、その作業の遂行のための入国及び滞在に必要な便宜を与えること。
- 7) 適正使用
贈与に基づいて建設される施設及び購入される機材が、当該計画の実施のために適正かつ効果的に維持され、使用されること並びにそのために必要な要員等の確保を行うこと。また、贈与によって負担される経費を除き計画の実施のために必要な維持・管理費等全ての経費を負担すること。
- 8) 再輸出
贈与に基づいて購入される生産物は当該国より再輸出されてはならない。
- 9) 銀行取り極め
 - a) 当該国政府又は「指定された当局」は日本国内の外国為替公認銀行に当該国政府名義の勘定を開設する必要がある。日本国政府は認証された契約に基づいて当該国政府若くは指定された当局が負う債務の弁済に充てるための資金を右勘定に「日本円」で払い込むことにより贈与を実施する。
 - b) 日本政府による払い込みは当該国政府又は指定された当局が発行する「支払い授權書」に基づいて「銀行」が支払い請求書を日本国政府に提出した時に行われる。

日中両国政府による主な負担事項

	負担事項	日本	中国
1	銀行取極 (B/A) に基づく手数料 ①支払授權書 (A/P) 発給手数料 ②支払手数料		● ●
2	受入国の陸揚げ港における迅速な陸揚げと通関 ①贈与に基づいて購入される生産物の日本から中国までの輸送 ②港における陸揚げ、通関に係る経費の負担と、迅速な手続き促進 ③贈与に基づいて購入される生産物の陸揚げ港から計画対象地までの国内輸送にかかる経費	● (●)	 ● (●)
3	認証された契約に基づいて供与される日本国民の役務について、その業務の遂行のための入国及び滞在に必要な便宜供与		●
4	契約に基づき調達される生産物及び役務のうち日本国民に課せられる関税、内国税及びその他課徴金の免除		●
5	贈与に基づいて購入される機材の当該計画の実施における適正かつ効果的な使用及び維持管理		●
6	無償資金協力の協力範囲外で、調達機材の輸送や据え付け等に必要となるすべての費用		●

日中間での共有データについて

	酸性雨	黄砂
データ項目	無償資金協力による機材で得られるものすべて(二酸化硫黄、二酸化窒素、オゾン、降水量、降水成分)	無償資金協力による機材で得られるものすべて(気象データ、PM10、ローボリュームサンプラー、TSP、ライダー及び視程計)
地点数	無償資金協力によって機材が設置される地点すべて	無償資金協力によって機材が設置される地点すべて
データ範囲	自動測定データ日平均値、降水データは捕集頻度に合わせたスパン	自動測定データ1時間値(黄砂発生時期の11月～5月)または日平均値(6月～10月)
共有頻度	暦年1年間分のデータを、年1回、翌年6月末に提出。	できるだけリアルタイムに近い時間(概ね4～6時間以内)
共有手法	データセット(フォーマットはEANETで指定された形式)を日本側に提供。	データセットを日本側に提供。確定データも日本側に提供。
共有媒体	書面及び電子媒体	書面及び電子媒体
送付方法	データについて、書面を郵送するとともに、その電子媒体を送付	データについて、書面を郵送するとともに、その電子媒体を送付
データ使用権限	公表や科学論文への使用に当たっては、中国側の同意を得る。具体的な方法については、別途日中双方で協議する。	公表や科学論文への使用に当たっては、中国側の同意を得る。具体的な方法については、別途日中双方で協議する。

・これら内容及び関連する事項について疑義が生じた場合は、日中双方で協議して決定するものとする。

・すべてのデータについて中国環境監測総站の総括認定及び国家環境保護総局の許認可を得た上で、中国側から日本側に提供する。